

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

区 分 [ ] 項番 [6][1] [ ] (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)
許可番号 [ ] [6][2][ ] [ ] 国土交通大臣 知事 許可 (一般 [ ] [ ]) 第 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] 号 令和 [ ] [ ] 年 [ ] [ ] 月 [ ] [ ] 日

記

Three identical sections for recording technical staff. Each section includes: 氏名 (フリガナ, 元号, 生年月日), 今後担当する建設工事の種類, 現在担当している建設工事の種類, 有資格区分, 変更/追加/削除の年月日, 営業所の名称 (旧所属, 新所属).